

## 名古屋大学あすなろ保育園 病児保育受入れ基準

### 1. 病児保育を利用できる場合

医師により集団保育可能と診断された場合に利用できる。(回復が速やかに見込まれる急性疾患)

#### 【病状・症状の目安】

- ① 38.5℃程度までの発熱性疾患
- ② 百日咳, 麻疹, 流行性耳下腺炎, 風疹, 水痘, 流行性角結膜炎, プール熱, ロタウィルス, 急性耳下腺炎, 手足口病などの回復期(「病児保育を利用できない場合」に留意のこと)
- ③ 軽微な鼻水・咳などの急性上気道症状
- ④ 軽微な嘔吐・下痢などの急性胃腸炎症状

\* ただし, 定員を超えたり, 常時保育に支障がある場合や, 他の受入れ病児の感染症の種類によっては, 受け入れできない場合がある。

### 2. 病児保育を利用できない場合

医師により集団保育不可能と診断された場合は利用できない。

#### 【病状・症状の目安】

- ① 感染症の強い疾患(第二種学校伝染病※1, ロタウィルス・ノロウィルス等)で, 他児に感染する恐れがある場合※2
- ② 38.5℃以上の発熱が続いている場合
- ③ 嘔吐, 下痢がひどく脱水症状の兆候(唇, 舌, 皮膚の乾燥, 粘膜がベトつく, グッタリして元気がない等)がある場合
- ④ 咳・喘鳴(ゼーゼー)がひどく呼吸困難である状態
- ⑤ 食欲がなく, ほとんど飲んだり食べたりできない状態
- ⑥ 点滴などの医療行為を行っている場合
- ⑦ 重篤な疾患で直ちに入院等の措置が必要と考えられる場合
- ⑧ 難治性の疾患で現在治療中の場合
- ⑨ 免疫抑制剤の投与中であって免疫機能が著しく低下している状態
- ⑩ 感染しやすく, 一旦感染すれば重症になる危険性が高い場合
- ⑪ てんかん発作が頻回に起こっている場合

#### ※1 第二種学校伝染病

インフルエンザ, 百日咳, 麻疹, 流行性耳下腺炎, 風疹, 水痘, 咽頭結膜熱, 新型コロナウイルス感染症, 結核, 髄膜炎菌性髄膜炎

#### ※2 受け入れ対象外の感染症とその許可基準

- ・インフルエンザ(解熱後3日が経過していれば利用可能)

- ・百日咳（特有の咳の消失後または 5 日間の適正な抗菌剤による治療が終了していれば利用可能）
- ・麻疹（解熱後 3 日が経過していれば利用可能）
- ・流行性耳下腺炎（耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好となれば利用可能）
- ・風疹（発疹の消失後は利用可能）
- ・水痘（すべての発疹が痂皮化すれば利用可能）
- ・咽頭結膜熱（主要症状消退後 2 日が経過していれば利用可能）
- ・新型コロナウイルス感染症（発症後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過していれば利用可能）
- ・マイコプラズマ感染症（解熱後 2 日が経過し症状改善していれば利用可能）
- ・RSウイルス感染症（解熱後 2 日が経過していれば利用可能）
- ・溶連菌感染症（有効な抗生剤の内服開始後 2 日が経過していれば利用可能）
- ・アデノウイルス感染症（解熱後は利用可能）
- ・ヘルパンギーナ（解熱後は利用可能）
- ・手足口病（発疹・水疱の消失後は利用可能）
- ・ロタウイルス・ノロウイルス（医師の集団保育可能の診断があれば利用可能）
- ・髄膜炎菌性髄膜炎（病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで）

\* 解熱後とは原則として（解熱剤の使用なく）37℃台に解熱したことをさす。